

「第7期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）」に対する意見

No.	ページ	意見等の内容	項目名等	回答（意見に対する考え方）
1	4	アンケート調査について 4ページに記載のあるアンケート調査内容について、本調査の確認方法について教えてください。	第1章 計画の策定にあたって 3 策定体制 (1) アンケート調査による障がい者の意向把握	アンケート調査による障がい者の意向把握については、各種手帳等所持者から無作為に障がい者600人及び障がい児100人を抽出し、調査票の郵送により配布・回収を行ったものです。調査結果については、ホームページで公開を予定しています。
2	15	キャップハンディ体験について その体験を疑似体験で行うのではなく、このまちの障がいのある方たちに講師になっていただき、学習・交流の場としてキャップハンディ体験を行って頂きたいと切望いたします。出前講座についても、地域における啓発・広報・合理的配慮と交流の観点から障がいのある方とその家族等を混じえての企画、彼らの発表の場・参加の憩える場所づくりとしても考えて頂けるようお願い申し上げます。地域の行事・祭り等への招待や参加は自力で無理な人には、地域の人たちで誰でもが楽しめる、しあわせに生きるまちづくりを基本として配慮頂き実現して下さい。	第3章 障害者基本計画 4 分野別施策 (2) 教育・療育	福祉教育の推進として、障がいのある方との交流体験のほか、13ページの地域での交流活動の支援等の取組により障がい者の社会参加を推進してまいります。
3	16	両立支援コーディネーターなどの配置の提案 障がい者手帳交付や自立支援医療などの申請、申請書類の現状届の提出などで出向く機会の多い市役所で就労の相談が出来る環境が整っていたら、就労活動を行う労力や身体的な負担も少なく、早期の就労に繋がったのではないかと感じております。そこで、市役所の窓口両立支援コーディネーターなどの配置をお願いしたいです。就労までの期間の短縮やミスマッチが減ると思います。障がいと仕事の両立の支援が一人でも多くの就労を希望している人に届き、雇用の促進や定着に繋がることを望みます。	第3章 障害者基本計画 4 分野別施策 (3) 雇用・就労	障がい者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター「ゆい」において、働く意欲がありながら働く場所が得られない方のために、専門の就業支援担当者等による就労に向けての様々な支援や就労先についての情報提供、就職後の職場適応のための相談や助言を行っておりますが、市役所窓口への両立支援コーディネーターの配置については、他自治体の取組事例等を参考としながら検討してまいります。

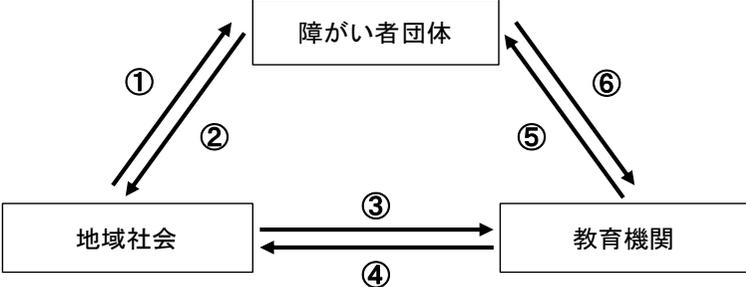
「第7期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）」に対する意見

No.	ページ	意見等の内容	項目名等	回答（意見に対する考え方）
4	16	<p>精神障害者の体力面について 平成25年度障害者雇用実態調査の(厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課地域労支援室「障害者雇用実態調査」2013年度)によると、精神障害者の個人的離職理由「体力が続かなかったこと」が理由で離職されている割合は、それぞれ全体のおよそ3割ずつの回答があります。登米市の第7期登米市障がい者プラン（案）によると、体力面に関する記載の確認ができませんでした。本件について、登米市では精神障害者の就労における体力面についてはどのような実態があると考えていますか？また、その内容に対する解決策についてどのような取り組みが必要でしょうか？</p>	<p>第3章 障害者基本計画 4 分野別施策 (3) 雇用・就労</p>	<p>アンケート調査の結果では、「障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか」の問いには体力についての回答項目はなく、「その他」でも体力についての回答はありませんでしたが、「現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか」の問いでは、「自分の健康や体力に自信がない」と回答した方が14.8%であったことから、今後、関係機関と連携して開催している就労関係事業所連絡会において、精神障がい者の就労における体力面の実態や解決策等について検討してまいります。</p>
5	20 21	<p>移動の支援について 視覚障がい者については、歩く自由、行動する自由が保障されなければ「誰でもが・・・」の基本理念にかなわず、残念ながら「ガイド制度」（国の法律で定められ重度障がい者は安全に行動できるようガイドヘルパーにその行動を守られなければならない）のためにガイドヘルパーを養成し、ステーションを設けて、本人たちが利用できるシステムをつくり、行政が障がい者を守る役務になっているのにもかかわらず、宮城県内では主要都市とその近辺の町ではすでに行務がなされているのに、この登米市においては0の現実なのです。病気や事故等で目の障がい困っておられる方が増えてきているようで、現況を調査把握して頂いて、ガイドの件はこのプランにしっかり据えて下さるようお願いいたします。ガイドステーションとドライバー（ヘルパー）は必須です。行動の自由、参加する自由等守ってあげてほしいものです。</p> <p>文化芸術活動の推進 このプランを推進するにはボランティアの養成が大切ですが、やはり視覚障がい者の方のガイドを学ぶ研修会の開催とガイドヘルパー養成が大切です。それから他の町のヘルパーさんに交流の意味でも声がけして、お手伝い・応援（支援）をお願いすることもこれからは拡大して考える方が、より楽しい活動になるのではないのでしょうか？行事やイベントは、障がいのある方に意向をしっかり聞いて頂き、送迎の有無も聞いて頂いて、できるだけ外出して社会参加し、人との交流を楽しめるよう、若い人たちにワークショップ的に考えて頂くことも大切なのではと考えます。</p>	<p>第3章 障害者基本計画 4 分野別施策 (5) 生活支援</p> <p>第3章 障害者基本計画 4 分野別施策 (6) スポーツ・文化芸術活動</p>	<p>ガイドヘルパーの養成及びガイドステーションの設置については、担い手の不足が課題となっていることから、他自治体の取組事例などを参考としながら検討してまいります。</p> <p>文化芸術活動の推進については、各種催事の開催に際して、障がいのある方の参加支援等の取組により障がい者の社会参加を推進してまいります。</p>

「第7期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）」に対する意見

No.	ページ	意見等の内容	項目名等	回答（意見に対する考え方）
6	24	<p>情報提供の充実について</p> <p>市そのものの情報発信や方法が、足りていないように感じています。例えば、市「広報誌」に関して、文字の大きさや色味が適切かどうか。表紙の「To Me」や月の表示、一番上の「市が…情報誌」などの色が薄い色味で、書いてあることすら分からない、はっきりいって読めない。表紙のすべての文字が（Volや月など）小さくて読みづらい。各ページの文章の文字も、フォントがバラバラ、大きさもバラバラ。若い人でも、何らかの障がいがある方でも解読できず、ユニバーサルではない。これも、大切な市の福祉の取り組みだと思います。「福祉事務所」の窓口だけが取り組むことではなく、市各課全体が意識して行うべきこと、もっとたくさん出来ることがあると思います。</p>	<p>第3章 障害者基本計画</p> <p>4 分野別施策</p> <p>(9) 情報提供の充実</p>	<p>現在、広報紙及びホームページ等での情報提供を行っておりますが、いただいたご意見を参考に、担当部署と連携しながらわかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
7	24	<p>情報提供の充実について、</p> <p>声の広報の製作に関わって20年以上になりますが、ほんの一部の方にしか届いていません。私達ボランティアの意向と願いは、必要な方々に窓口で御案内を願います。</p>	<p>第3章 障害者基本計画</p> <p>4 分野別施策</p> <p>(9) 情報提供の充実</p>	<p>声の広報については、現在ホームページにおいて公開しておりますが、担当部署と連携しながら周知に努めてまいります。</p>
8	29	<p>精神障がいにも対応した協議の場について</p> <p>当事者も交えた協議の場の開催については、年に5回行うことを目標に考えてもらいたいです。</p>	<p>第4章 第7期障害福祉計画</p> <p>3 第6期計画の進捗について</p> <p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数については、令和5年度は年2回の実績で、第7期計画では年2回を目標として設定していますが、当事者も交えた協議の場の開催については、開催方法を今後検討してまいります。</p>
9	51	<p>自動車燃料費助成事業について</p> <p>療育手帳Bの方でも、障がい者就労ではそもそも所得が低いため、自家用車を所持していても遠方への移動は大きな負担になるため、利用対象の拡大が必要だと思います。通院先が見つからず、市外へ通院している人もいます。</p>	<p>第4章 第7期障害福祉計画</p> <p>6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策</p>	<p>障がい者自動車燃料費助成事業については、県内市町村の実施状況等を参考に対象者の範囲を定めているものでありますので、ご理解願います。</p>
10	51	<p>透析患者の交通費助成について</p> <p>近年のガソリン価格の高騰、物価上昇が日常生活に影響を及ぼしていることから、助成額の充実を望みます。生命維持のために定期的に通院せざるを得ない透析患者にとって、移動時の経済的負担軽減が生活の安定と繋がりが、安心して暮らせるまちづくりへと繋がると考えます。</p>	<p>第4章 第7期障害福祉計画</p> <p>6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策</p>	<p>透析患者通院交通費助成事業については、県内市町村の実施状況等を参考に助成額を定めているものでありますので、ご理解願います。</p>

「第7期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）」に対する意見

No.	ページ	意見等の内容	項目名等	回答（意見に対する考え方）
11	-	<p style="text-align: center;">《障がい者社会参政計画プラン図式》</p>  <p>①障がい者の理解を深め、地域社会への参画を積極的に促進 ②奉仕活動等を通して、対話等で参画 ③密に連携し、校外活動等の促進 ④児童・高齢者福祉施設への訪問で互いの問題を共有 ⑤相互理解を深め、定期的に訪問し活動 ⑥生涯学習を積極的に行い、社会活動への参画への基盤を構築</p> <p>障がいは一つの「個性」だ。同じ病名であってもその症状や程度は千差万別だ。障がい者だからと言って何も出来ないわけではない。それをもとに「排除の論理」が働くのは不合理だし、社会にとって大きな損失だろうと私は思っている。同じ病名、症状であっても、そこには各々の差異があり、できること、できないことにも個人差がある。「多様性の尊重」が社会の成熟につながるだろうと考えている。</p>	-	<p>13ページの地域での交流活動の支援（障がい者団体等の交流・活動支援等）、15ページの福祉教育の推進（学校における福祉教育の推進等）、20ページの地域福祉活動の支援（住民組織と福祉関係団体の協働の推進）及び26ページの障がいを理由とする差別の解消等の取組により障がい者の社会参加を推進してまいります。</p>